許可番号０３６００００１９２

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番地２号

氏　　名　　松田産業株式会社
代表取締役　松田　芳明

第１４条第１項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律　　の許可を受けた者であることを証する。
第１４条の２第１項

徳島県知事　　後藤田　正純

許可の年月日　　令和８年８月７日

許可の有効年月日　　令和１５年８月５日

複写禁止

１．事業の範囲
（１）積替え
なし
（２）取り扱う産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
（以上１４種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

２．積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況

裏面に記載のとおり

~~５．積替え許可の有無~~

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有・無

複写禁止

4．許可の更新又は変更の状況

平成４年８月６日　新規許可
平成９年８月６日　更新許可
平成14年８月６日　更新許可
平成15年８月19日　変更届出（代表者の変更）
平成19年10月30日　更新許可
平成19年10月30日　変更許可（汚泥の追加）
平成24年８月６日　更新許可
平成26年11月25日　変更届出（汚泥の限定解除）
平成27年３月３日　変更許可（燃え殻、廃油、紙くず、木くず、動植物性残さ、鉱さい、がれき類、ばいじんの追加）
令和元年９月30日　更新許可
令和８年８月７日　更新許可

以下余白

許可番号０３６５００００１９２

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　　名　　松田産業株式会社
代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の４第１項　第１４条の５第１項　の許可を受けた者であることを証する。

徳島県知事　　後藤田　正純

許可の年月日　　令和　２　年　３　月　５　日

許可の有効年月日　　令和　９　年　３　月　４　日

複写禁止

１．事業の範囲

裏面記載のとおり

２．積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成10年３月５日　新規許可
平成15年３月５日　更新許可
平成15年５月28日　変更許可
平成15年８月19日　変更届出（代表者の変更等）
平成20年４月17日　更新許可
平成25年３月５日　更新許可
平成25年10月31日　変更許可（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの追加）
令和２年３月５日　更新許可
令和５年12月11日　変更許可（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの1・4-ジオキサンの追加）

~~５．積替え許可の有無~~

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　有・無

複写禁止

１．事業の範囲

（１）積替え

なし

（２）取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

汚　泥　（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

廃　油　（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの、又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

廃　酸　（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

廃アルカリ　（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

（以上４種類）

以下余白